

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会に対する行政指導の強化を求める意見書

標題社会福祉法人の公金着服に関し、法規・法則及び社会通念に則り然るべき行政指導を願いたい。

趣旨、理由

- 1 同法人は、平成17年4月1日、旧矢本町と旧鳴瀬町の合併により「東松島市」が誕生したのと同時に、旧組織が統合され、新たに設立された。ところが、合併以前の平成16年11月8日に旧鳴瀬町福祉協議会において基本財産（定期預金）の100万円、さらに平成17年2月8日には福祉基金積立金（定期預金）の約23,000千円が同事務局職員により不正に解約され、その後合併して1年以上も経過してから、その事実が発覚。同人も着服の事実を認め、平成18年5月24日に東松島市社会福祉協議会の幹部より執行部への報告があった。
- 2 この問題については、新聞報道により広く市民も知ることとなり、市より多くの福祉サービスを委託されている法人としては社会的モラルに欠ける行為であり、市民の信用も失墜させたことは否めず、猛省しなければならない。社会通念上、信義誠実の原則に反すると言わざるを得ない。
- 3 これからの信用回復は喫緊の課題であるが、まずはその責任を明確にしたうえで、ここに至った原因とその再発防止、着服金の弁済や刑事告訴など同法人は速やかに善後策を講じつつ、会費を納入されている市民に対しての十分な説明責任を講じなければならない。

これらのことを踏まえ、監督庁として、地方の福祉政策を担う同法人に対し行政指導を強化するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年 6月16日

東松島市議会議長 三 浦 昇

宮城県知事

東松島市長 宛